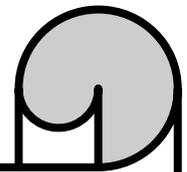




## 1. 2022年度活動方針と活動計画

1. 指導目標
2. 指導方針
3. 指導スタッフ
4. 練習について
5. 連絡網
6. 会員証
7. 引率と試合について
8. 試合会場での注意事項
9. スポーツ傷害保険
10. 会費
11. こどもたちの指導
12. スポーツ傷害保険（詳細）
13. 原FC一年間の活動計画（大会等のスケジュール）
14. 原FC会則





## 《指導目標》

-  1 礼儀正しい子
-  2 たくましい子
-  3 思いやりのある子
-  4 よく遊び、よく勉強する子
-  5 正直に物事が言える子
-  6 忍耐力のある子
-  7 感謝の気持ちが持てる子
-  8 創造力のある子
-  9 話がしっかりと聞ける子
-  10 明るい子
-  11 笑顔のある子



## No.2 《指導方針》

上記目標に基づき、サッカーを通して心と体を鍛錬すると共に、人として大切なルールや役割を体験させ、集団の中での仲間意識や協調性を高め、将来社会でリーダーシップのとれるように育成する。21世紀を迎えて、過去の時代にあった「大切なもの」を忘れないようにし、少しでも子供たちのサポートができればと考えております。

DO IT YOURSELF! 自分のことは自分です

## 2022年度原FC«指導スタッフ»

	氏 名	資格 選手歴等
代表	石井 和則	JFA公認C級コーチ
副代表	阿部 寛	JFA公認C級コーチ
監督	青柳 孝太	JFA公認C級コーチ/イングランド公認L-1コーチ
トレーニング コーチ	栗原 将維 柴 歩夢 佐藤 海斗 印南 滉人 石川 宙依 佐藤 心雄	イングランド公認L-1コーチ JFA公認C級コーチ 横浜桐蔭大学在学 横浜市立大学在学 県立横浜緑園高校在学 GKコーチ ランニングコーチ
U-12CAP U-10CAP U-8 CAP コーチ	青柳 孝太 大出 隆之 石井 和則 栗原 将維 柴 歩夢 大出 拓哉 栗原 喜代治 印南 滉人 小松 竜也	U-12統括兼ヘッドコーチ U-10統括 U-8統括 アシスタントコーチ アシスタントコーチ(JFA公認C級コーチ) アシスタントコーチ アシスタントコーチ アシスタントコーチ アシスタントコーチ
なでしこ (女子)	阿部 寛 栗原 喜代治 和知 紀弘	監督兼統括 ヘッドコーチ アシスタントコーチ
キッズ部門 (幼児)	石井 和則 青柳 孝太 栗原 将維 柴 歩夢	幼児統括 アシスタントコーチ アシスタントコーチ アシスタントコーチ
チーム主なOB	植田 元輝 美尾 敦 上園 和明 栗原 勇蔵 上尾野辺 めぐみ 汰木 康也 廣澤 真穂	元サンフィレッツェ広島、JFAトレセンコーチ 元FC岐阜(選手)MF、京都P.Sコーチ 元カタレ富山、水戸ホーリーホックコーチ 元日本代表、横浜Fマリノスアドバイザー アルビレックス新潟レディース モンテディオ山形→浦和レッズ→ヴィッセル神戸 早稲田大学在学 なでしこU20日本代表

※上記のスタッフで引率、指導を行います。試合が重複していたり、担当の指導者が引率できない場合は、他クラス担当コーチが引率することもあります。また、試合が園行事と重なり、指導者が引率できない場合は、保護者に引率、指導をお願いする場合があります。



## No.4

### 《練習について》

練習は、SL(1,2年生)、LL(3,4年生)、L(5,6年生)の2学年の編成で行ないます。  
また、幼稚園の行事などで練習を中止させて頂くことがあります。



## No.5

### 《連絡網》

LINE を使用しての連絡を行います。  
トレーニングや試合の中止、時間変更などの必要な連絡事項があるときに使用致します。



## No.6

### 《会員証》

原 F C オリジナルの選手証を発行します。紛失しないようにして下さい。退会する時は、返却して下さい。

※アンドウスポーツ店で買い物する時に、「会員証」を提示すると2割引で購入できます。(ただし、特価品は除きます。)



## No.7

### 《引率と試合について》



- 引率(集合から解散まで)はチームスタッフが行います。
- 原 F C の使用するバスを使用して練習、試合や遠征などに出かける場合、バス送迎代をいただきます。  
県外へバスで試合に行く場合、燃料費と交通費（有料道路の通行料）を御負担していただきます。  
県内の場合は交通費（有料道路の通行料）を御負担していただきます。
- ご父兄の車を補助していただく場合があります。  
車両のヘルプを要請する場合は前もってご連絡致します。  
車が集まらない時には、電車・バスを利用する。
- 試合会場での保護者の協力は不要です。
- 保護者の方へ審判のご協力をお願い致します。
- 試合会場への車両の乗り入れは禁止致します。  
ただし、上記のようにヘルプを要請する場合は、台数を限定して許可致します。

## No.8 《試合会場とグラウンドでの注意事項》

### a. 原小学校の利用上の注意

- I. 車の乗り入れは禁止（遵守願います。）  
体育館側(東門)から車は、一切乗り入れできません
- II. 体育館利用者の妨げにならないように、体育館前の通路には何も置かないで下さい。
- III. グラウンド利用後のトイレ掃除の御協力をお願い致します。
- IV. グラウンドの設営に御協力をお願いいたします。  
(ライン引き、大会本部運営、他)



### b. 対外試合で各会場での注意事項

- I. 集合時間の5分前には、集合して下さい。
- II. 対外試合に出かける時は、車の乗り入れは禁止致します。
- III. 審判をしてくれる方の乗り入れは、台数を限定し、許可します。
- III. 会場担当者の指示に従って下さい。
- IV. ゴミは、必ず持ち帰るようにして下さい。



## No.9 《スポーツ傷害保険》

原FCの会員は、スポーツ傷害保険（年間¥800円）に加入して頂きます。（別紙参照）



## No.10 《会費》

1. 週一回は、月¥6,000円、週2回以上は、月¥8,000円  
月末の28日に郵便局の口座より引き落としされます。
2. 一年間の維持管理費として1年生～3年生が¥6,000  
4年生～6年生が¥8,000を納めて下さい。
3. 原FCの使用するバスなどを利用する場合、以下の金額がかかります。

別紙参照

有料道路通行料金、駐車場料金も負担していただきます。

※ただし、遠征などで別途、参加費をいただいている場合は請求しません。



## No.11

## 《子どもたちの指導》



子どもたちの指導で「平等」という意味を勘違いしていませんか。

スポーツの中での「平等」は、誰でも一番になれるし、逆に誰でもビリになってしまうということです。

今の親にとっては「自分の子どもが試合に出るかどうかが」何よりも重要なことのようにです。指導者が評価の基準を明確に作っていないのも原因の一つです。

「もうちょっと、こうしたら試合に出られるよ」と説明できないから親も子どもも迷うのです。

誰がサッカーをやっているのか・・・指導者でもなく親でもなく、子ども自身です。

個々にレベルの差があるのは当然のこと。自分が試合に出られるのかどうかは、

子ども自身が一番分かっています。出られないのが嫌ならば自分が頑張るしかない

ことも十分に分かっているのです。ですから親や指導者は、子どもたちに

「任せる勇気」が必要なのです。試合に出なければ「ダメ」という考えを持っているのは、実は親の方なのです。

サッカーは1人でこなすスポーツ。それ以上の人数がいれば、試合に出られない

子どもも当然出てきます。しかし、試合に出られない子どもでも、その力を伸ばして

行く事は十分に可能なのです。「あのクラブだから伸びない」という声をよく耳に

しますが、自分の子どもが試合に出られなければ応援しない、あるいは試合を見に行かない親がいるからそうなるのです。

私たちが子どもを指導しているのは親のためではありません。

子どもたちがどのように頑張っているのか、大切なのはその部分です。

極論すれば、チームの戦術などどうでもいい、全員をしっかりと見ているかどうか。

そこが私たち指導者に求められている部分なのです。ですから親には「なぜウチの子どもが試合にでられないのか」と考える暇があるのなら、しっかりやっていたときにお尻をたたいて欲しいと思います。

子どもを信じていれば決して難しいことではありません。

また、最近は勝つことの意味を取り違えている指導者も少なくありません。

Aというまい子どもがいたとします。すると、指導者はAにボールを集める戦術を他の子どもに押し付けて勝とうとする。私はそれが本当に正しいのか疑問に思います。試合を行なっている以上、勝ちたいと思うのは当然のこと。

しかし、本当に試合で勝つことが全てでしょうか。例えば試合に負けたとしても、子どもが自分の持っている力を出し切れれば、それは試合に勝つこと以上に意味があるのではないのでしょうか。私は試合後、どんな試合であれ、「君はあんなことができたから勝ったね」「君はいつもできていることができなかったから負けたね」と、子どもたちに声を掛けています。試合に勝ったから良い、負けたからダメ、ではなく、大切なのは子どもがどれだけ頑張ったか、なのです。

親は自分の子どもが試合に出ないと、「何をしているのか」「何でウチの子は出ない」とよく口にしますが、そういう時、私は「じゃあ、やってみる？」と聞くことにしています。

親が自分でゲームをしているような錯覚に陥ってしまっているのです。

愛情の注ぎ方を完全に間違えてしまっている。それは親のエゴでしかないのです。

例え試合に出られなくても、昨日より頑張っている姿が見えたら、それでいいのです。

親が自分の意見をチームに持ち込んだり、感情を子ども達に向けることは決して子どもたちの手助けにはなりません。

冒頭でも触れたように、主役は子ども達・・・それを分かっていない過保護な親が多いから、ボタンを押さないと動けない子どもが増えているのです。

試合に出ることが全てと思っている親は、子どもが一生懸命にやろうとしていることを邪魔しているのと同じです。

繰り返しになりますが、やるのは親ではなく子ども。

そこを忘れないで下さい。



## 2022年度 原フットボール会則

### 第一条 <名 称>

本クラブは、原フットボールクラブ（原FC）と称する。

以下、原FCと省略

### 第二条 <所在地>

原フットボールクラブは、神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西3-36-6に事務所を置く。

### 第三条 <目 的>

1. 原FCは、サッカーを通じて健全な心身の育成を図る。
2. 地域社会において、スポーツ振興を深める。
3. 幼児から小学生を一貫指導し、育成する。

### 第四条 <入会資格>

原FCに入会するものは、以下の要件を備え、遵守すること。

1. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
2. 親権者の許可を得たものであること。
3. 原FCの規約を親権者が承諾できること。
4. I. 原則として、他チームへの移籍は認めない。  
II. 但し、転勤等での退会は、この限りではない。  
III. 他クラブチームへの移籍または受験をする場合は、その日の2ヶ月前に予告し、チームへ連絡すること。この場合、全ての土曜、日曜、祝日での活動を禁止する。他クラブチームのセレクションを受験するなどの理由で、途中退会する者の再入会は認めない。  
IV. 練習日以外の日には他団体での活動を禁止する。ただし、どうしても他団体の活動に参加したい場合は、所定の申請書に記入し、事務局へ提出して下さい。

### 第五条 <入会手続き>

原FCに入会を希望する者は、所定の手続きを行い、入会するものとする。

親権者の署名を必要とする

### 第六条 <会 費>

原FCの会費は、以下のものとする。

1. 月謝（月々の指導料）毎月々末の28日に口座より引き落としされる。  
幼児、ジュニア、なでしこ共に¥6,000  
ただし、週2回以上の場合は、¥8,000
2. 環境維持費（施設費、大会参加費、運営費ほか）  
（年間1年生から3年生までは¥6,000  
4年生から6年生までは¥8,000）を支払う。
3. 車両利用費（練習、試合などでマイクロバスなどを利用する場合、利用者より徴収する。）

※会費を3ヶ月以上滞納した場合、退会処分とします。

### 第七条 <休会・退会>

原FCを、休会または退会する場合、その日の30日前に申告し、

所定の書類に記入し、休会、退会の10日前までに手続きを行うものとする。

手続きが完了した者に限り、休会または退会を認める。

届出がない場合は、所定の会費を支払うものとする。

### 第八条 <事故の責任>

1. 練習中、または試合中に、負傷などの事故が発生した場合、  
原FCで加入しているスポーツ傷害保険を適用し、その保険の範囲内での保障をする。
2. i 原FCの使用する車両での送迎中に起きた事故での負傷などについて、  
その車両の加入している損害保険を適用し、その保険の範囲内での保障をする。  
ii 保護者等が所有する車両での送迎中に起きた事故での負傷などについて、  
その車両の加入している損害保険を適用し、その保険の範囲内での保障をする。

第九条 <トレーニング>

原FCのトレーニングは、主に2学年ごとに行う。チームのトレーニングを欠席して他団体の活動に参加することは認めません。ただし、各地域トレセン活動により原FCの活動を欠席する場合は、その限りではない。

練習日、時間については、別紙に定める。

雨天、荒天、グラウンド不良でのトレーニングの中止をする場合がある。

その他、園行事の都合で中止する場合がある。

曜日や時間を変更して行う事がある。

週1コースは、指導日数、年間40単位

(1単位とは別紙に示したトレーニング1コマを示す。)

週2コースは、指導日数、年間80単位

(1単位とは別紙に示したトレーニング1コマを示す。)

※指導日数が不足の場合は、土、日、祝日の試合を充当する。

第十条 <試合>

1. 通常のトレーニング日に試合を行う場合があり、その場合は、トレーニングの一部とする。
2. 土曜、日曜、祝日に行う試合に関し、第六条の1. に記された『会費』とは区別するものとする。(経費は各自で負担する)
3. 試合会場への送迎に、保護者の補助を求める場合がある。
4. 試合会場への送迎に、有料道路を利用した場合、通行料金を請求する。
5. 試合での遠征で発生する費用は、参加者(親権者)が負担する。
6. 集合、解散は、原FCの指定した場所に限られる。
7. 大会要項により、人数の制限がある場合、参加者またはベンチ入りを限定する場合がある。
8. 指導者の判断により、学年の制限をせずに選手を参加させる。
9. その他別紙に定める。

第十一条 <保護者>

1. トレーニング中または試合中での保護者、その関係者による会員へのコーチングや指示はできない。
2. 試合中での保護者、その関係者による審判や相手チーム、運営幹事に対しての意見や暴言は一切禁止。
3. 会員(こども)への補助はなるべくしないこと。
4. チームの運営に協力的であること。

第十二条 <補足>

入会者、その保護者ならびに関係者は、本規約を遵守し、原FCの運営について十分な理解をした上で、行動しなければならない。

この会則は、原本と相違ないことを証明する。

令和4年3月25日

代表者名 石井 和則



原フットボールクラブ

設立 1986年 4月

〒246-0025 横浜市瀬谷区阿久和西3-36-6

代表 石井 和則